

橙雅交通(株)「おとなの修学旅行」学則

改訂2版(平成30年7月25日)

- 第1条 定義と目的
- 第2条 運営管理
- 第3条 会員制・学費に関すること
- 第4条 入学資格
- 第5条 入学手続
- 第6条 届出内容変更手続
- 第7条 受講生証
- 第8条 修学旅行予約・行程
- 第9条 自宅送迎
- 第10条 代理人参加規定
- 第11条 旅行の中止もしくは延期
- 第12条 出席の制限
- 第13条 受講生資格喪失
- 第14条 受講生資格相続・譲渡
- 第15条 休学・退学
- 第16条 受講生に対する警告・除名処分
- 第17条 学則・諸学費の変更
- 第18条 損害賠償責任規定
- 第19条 誠実協議
- その他 個人情報保護指針

別表 ①学費と受講生登録料(個人)

別表 ②各種手数料など一覧

別表 ③非会員が参加する場合

別表 ④学費と受講生登録料(団体)

別表 ⑤貸切修学旅行

第1条（定義と目的）

本学則に同意され本学則第5条により入学手続き及び「橙雅交通株式会社」（以下「会社」）による確認が完了し、本学則第5条により受講生資格を取得された方を、「おとなの修学旅行」（以下「本校」）の「受講生」とします。受講生は本校の手配する交通機関を利用した旅行に参加して頂き、観光地の資源に触れ、見聞を広め、知識の向上、および受講生同士の親睦交流を図ることを目的とします。

第2条（運営管理）

本校は本校の管理運営にあたり本校事務室を橙雅交通株式会社（会社）内に設置します。

第3条（会員制・学費）

1. 本校は会員制とし、受講生による本校の学費・受講生証・利用範囲・条件および特典については別に定めます。（個人は別表①、団体は別表④を参照）
2. 一度納めていただいた学費については、原則返金致しません。
3. 修学旅行中に発生する入場料や拝観料、昼食代は受講生の負担とし、とくに本校からの指示や案内がない限り当日現金払いにて現地にて精算することとなります。

第4条（入学資格）

1. 本校の入学資格は満20歳以上の方とします。
2. 入学条件として受講生は、本校に対し、現在または将来にわたって自らが以下各号に定める暴力団等の反社会的勢力に該当しないことを約束していただきます。
 - (1) 暴力団・暴力団員・暴力団構成員・暴力団関連企業及び取引のある方
 - (2) 暴力団関係者・暴力団とかかわりのある方・反社会的勢力に属する方でない方

第5条（入学手続）

1. 入学を希望する場合は、所定の申込方法により入学手続きを行っていただきます。
2. 入学は本校が申込書と学費の納入を確認した時点で手続きが完了するものとします。
3. 入学手続きが完了し入学日が到来した時をもって受講生資格を得たものとする。

第6条（届出内容変更手続）

1. 受講生は、入学申込書に記載した内容に変更が生じた場合には変更手続の必要がありますので速やかに本校に申し出てください。その後、変更が生じた場合も同様です。
2. 本学より受講生に案内状・信書等の通知を発する場合は、届出のあった連絡先に発送を行い通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。
3. 変更内容によって手数料が生じる場合があります。（別表②）参照

第7条（受講生証）

1. 入学手続き完了後に本校は受講生に対し受講生証を発行します。
2. 受講生証は旅行参加時に所持し提示を求められた場合に提示する必要があります。
3. 受講生証を本校に断りなく、第三者に相続・譲渡・売買できません。
4. 受講生証を紛失された場合は、速やかに事務室に連絡してください。
5. 退学されるときは、受講生証を速やかに返却してください。

第8条（修学旅行の予約・行程）

1. 本校は、毎月15日までに2ヶ月先分の開校予定日（学校だより）を発表します。
2. 受付は、受講生に通知が到着後45日前までの申込で、希望のコースに出席できます。
3. 出発の7日前に、出発時間を代表者様に電話にて連絡致します。
4. 出発日の6日前以降に参加希望コースに空席があれば複数回の出席が可能です。（受講生は補助椅子の利用も可能。）
5. 設定日については、1名からでも出発します。（受講生の人員により、ミニバスとなる場合もあります）
6. 設定日には講師（添乗員）が同行します。（運転手が兼務する場合もあります）
7. 食事は、原則自由昼食とし、散策マップ等を適時配布します。
8. 現地で集合離脱を希望される場合は、事前に乗務員にお申し出ください。
9. 貸切運行を希望される場合、その内容については別表⑤をご参照ください。
10. 事前・当日連絡してもつながらない場合かつ当日の朝にお伺いしても出発場所に来られない場合は出発いたします。

第9条（自宅送迎）

1. 受講生の送迎については、笠間市内の受講生宅前または受講生が指定した場所いずれか1箇所となります。
2. 送迎の際に配車できる範囲は、バスが安全に通行できる場所に限定させていただきます。安全に通行ができない場合は、付近の大きな通りなどが乗車・降車場所となります。

第10条（代理人参加規定）

登録受講生がやむを得ず旅行欠席の場合は、代理人を出席させることができます。

1. 受講生が不参加となり、代理人が出席する場合は、電話にて代理人出席の旨の連絡を本学に対して行い、本学が承認した場合に代理人出席が認められます。
2. 代理人出席の通知が直近でかつ代理人が未登録であった場合、基本的に当日登録料をお支払いいただきます。

第 11 条（修学旅行の中止もしくは延期）

1. 次の各号に該当するとき本学は、修学旅行の中止もしくは延期することができます。この場合、会社が認める場合を除き、受講生の学費支払義務が軽減・免除されることはありません。
 - (1) 気象災害、その他天変地異的外因理由により、受講生が危険と判断した場合
 - (2) 車輛や施設の点検修理や事故等によりやむを得ないとき
 - (3) 定期休業・臨時休業等による場合
 - (4) 申込をした受講生の過半数の同意を得た場合
2. その他、法令に基づく関係省庁からの指導による場合など重大な事由によりやむを得ないと本校が判断したとき

第 12 条（出席の制限・禁止）

受講生が次の各号に該当するときは、修学旅行の出席を制限もしくは禁止とします。

- (1) 修学旅行に参加するにあたり、集団感染のおそれがある疾病、重大な疾病、怪我、痴呆症、精神異常等、その他医師の診断等により行程に耐えられないと会社・本校が認めるとき
- (2) 他の受講生を含む第三者を誹謗中傷・暴力破壊行為・迷惑行為や法令や公序良俗に反する行為
- (3) 物品販売や営業・営利行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、宗教活動、署名活動等を行った場合
- (4) 学費の支払が確認できなくなったとき
- (5) 虚偽の情報を発信し、会社・本校・受講生に重大な損害を与えた場合
- (6) 飲酒・薬物等により、正常な旅行ができないと本校が判断したとき

第 13 条（受講生資格喪失）

受講生は、次の各号に該当する場合、その受講生資格を喪失し、受講生としてのいかなる権利をも喪失します。

- (1) 第 16 条に定める退学手続きが完了したとき
- (2) 第 17 条により本校に除名されたとき。
- (3) 受講生本人が音信不通・連絡が途絶えたとき、または死亡されたとき
- (4) 会社より清算の申立があったとき、または任意整理、私的整理の申出があったとき

第 14 条（受講生資格の相続・譲渡）

1. 本校の受講生資格を譲渡したい場合は、事前に書面にて事務室に届け出るものとします。無断での相続・譲渡・売買はできません。
2. 譲渡を受けた受講生は、再度登録手続きを行って頂きますが登録料が別途かかります。

第 15 条 (休学・退学)

- 1、本人の申出により休学を希望する場合は休学を認めますが、学費の返還は致しません。
- 2、受講生はいつでも退学できますが、書面にてその意思を本校に表明していただく必要があります。
- 3、復学を希望される場合は、別途協議し決定します。

第 16 条 (受講生に対する警告・除名処分)

会社・本校は、受講生に対して暴力団関係者と確認がとれたとき又は本校の学則および諸規則・法令等に重大な違反をしたときには警告あるいは本校から除名することができます。

第 17 条 (学則・諸学費の変更)

- 1、本校は受講生が負担すべき諸学費および学則について、諸税等の変更や急激な物価上昇等があった場合、または本校が必要と判断したときにはこれらを変更することができます。
- 2、前項に定める受講生が負担すべき諸費用および学則を変更する場合は、本校は1ヶ月前までに、受講生にこれらを告知します。
- 3、本校では、受講生に予告無く割引キャンペーン等を企画し実施することがあります。
- 4、本校より受講生あてに案内状等の通知を発する場合は、受講生から届出のあった最新の連絡先に発送を行い、通知の発送をもって通知の効力を有するものとします。

第 18 条 (損害賠償責任)

- 1、受講生が本校の所属する会社の施設を利用中、本校に管理責任がない場合を除いて、受講生の損害に対しては別途協議の上で対応するものとします。
- 2、受講生同士の間で生じたトラブル・係争については、本校に重大な過失がある場合を除き一切関与しません。

第 19 条 (誠実協議)

- 1、本校は受講生の為に誠意ある対応で接するよう努めます。
- 2、本校と受講生間で問題が発生した場合、双方誠意をもって協議し解決するものとします。

個人情報保護指針

第1条 基本方針

橙雅交通株式会社（以下「当社」）は、個人情報（生存する個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名・生年月日・その他の記述により特定の個人が識別できるものをいう）の保護に関する法令等を遵守し、当社で取り扱う個人情報の取得及び利用を適正に行うとともに個人情報を管理し適正に廃棄することで個人情報を保護します。

第2条 個人情報の取扱について

当社は、個人情報を以下のとおり取り扱うものとします。

- (1) 管理者を配置し、適正な管理を行います。
- (2) 個人情報保護の重要性を認識し、旅行手配をする目的や旅行のご連絡を行う範囲内で利用します。
- (3) 開示、訂正、利用停止等を求められたときは出来る限り対応いたします。

第4条（個人情報の取扱の具体的な事項）

1. 当社は、お客様から取得した個人情報を次の目的のために利用します。

- (1) 会員申込の取扱に際する連絡や各運送機関や宿泊施設その他の予約に際して必要な事項、当社が必要とするその他利用確認。
- (2) 商品・サービス・イベント・アンケート調査の案内やこれらに付随する業務
- (3) 顧客動向分析等のための基礎データの作成及び統計データの作成
- (4) お客様のご意見・ご要望に対する回答
- (5) 懸賞・作品応募・キャンペーン等の当選通知等、謝礼の通知
- (6) 当社の義務の履行及び権利の行使並びにこれらに付随する諸対応

2. 保有個人データ

- (1) 貸切バス申込書・旅行申込書・保険申込書など各種申込書
- (2) 運転事故報告書・運転事故処理に関する記録簿
- (3) お客様ご意見対応履歴

3. 当社は、法令に基づく場合や人の生命・身体又は財産の保護のために必要がある場合であつて、かつ本人の同意を得ることが困難であるときを除き、お客様から取得させていただいた個人情報を適正に管理しあらかじめお客様の同意を得ることなく第三者等に提供することはありません。